

合、週 40 時間勤務が通常であることから、適用拡大が実現すれば週 20～29 時間勤務の者にも適用されることになる。

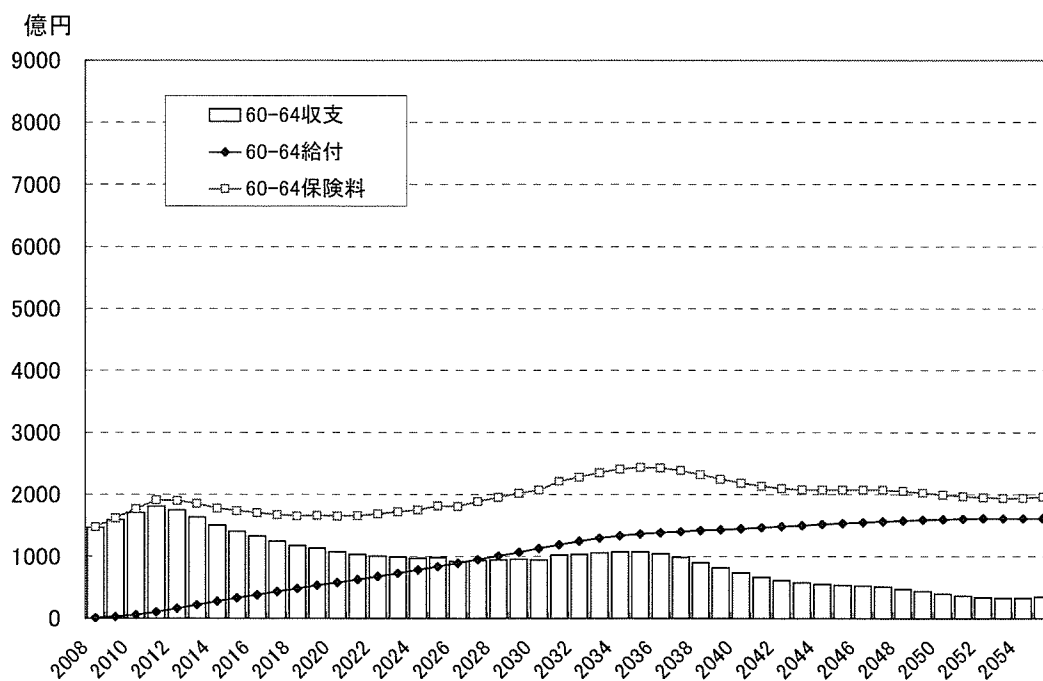
本シミュレーションでは、適用拡大で新たに増える 60 歳から 64 歳の加入者数を 2008 年度で 79 万 9,000 人と見込んだ。そして、新人口推計における 60～64 歳人口の変動に比例してこの数も変化するとした。

現在は 60 歳から特別支給の老齢厚生年金を受給することができる。パートタイム勤務者が新たに厚生年金の適用を受けると、この年金と勤労収入の合計が月に 28 万円を超える場合には、在職老齢年金の適用を受け、年金額の一部又は全部が支給停止になる。これによる年金財政への効果は大きいと考えられるが、本シミュレーションは新たな適用に伴う負担と給付の関係を見るために行うことから、この効果は含めていない。

年齢 60 歳以上であれば基礎年金の保険料払い込み期間（480 月）は終了している。従って、新たに適用になる期間は報酬比例部分のみの追加期間となり、65 歳から当該年金を受け取るものとした⁴⁰。

このようにして試算した適用拡大に係る給付と負担の変化に伴う年金財政としての収支は次のとおりである。なお、経済前提については、厚生労働省年金局（2007）の基本ケースに準拠するが、物価上昇はなく、賃金水準が実質で変動するものとした。従って、現在の価格水準の下での数値である。

〔第 15 表〕 経済基本・適用定常ケース

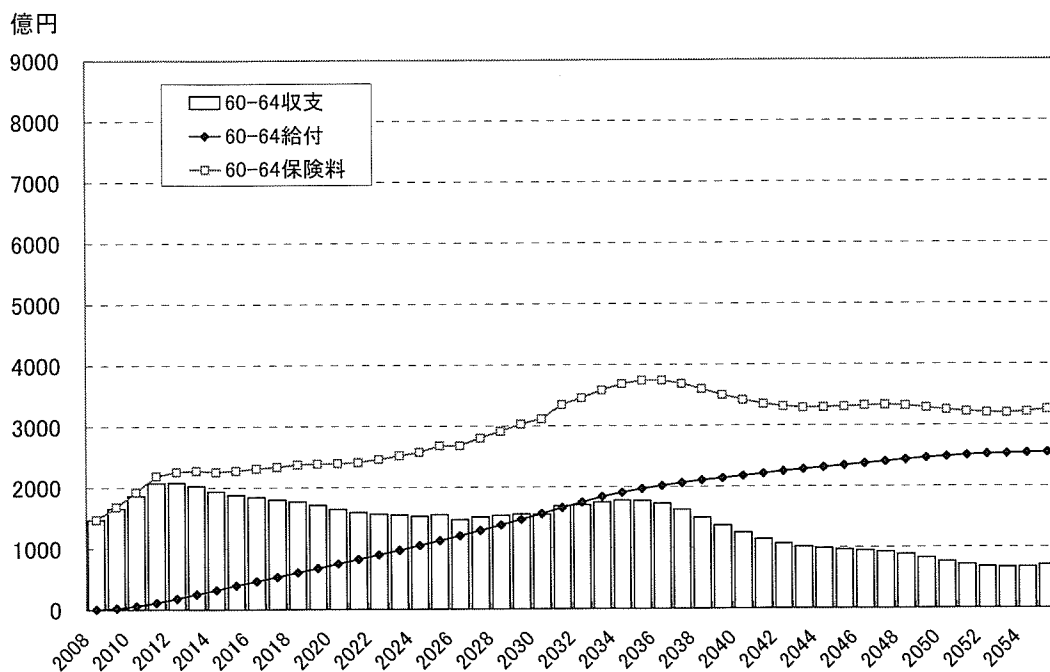


⁴⁰ 現状では 5 年間働き続ける人もいればすぐに働くのを止める人もいるなど様々であると考えられるが、今後は 65 歳までの継続雇用制度の定着に伴い、パートタイムで働く人も 65 歳になるまでは働き続けるようになるものとした。

保険料の納付は適用拡大初年度からフルに開始されるが、これに伴う給付は年々累増する。このため、年間収支は、団塊の世代がこの年齢層に入ってくる 2010 年前後を除き、年を追うごとに低下して行く。2035 年頃には一度収支は回復するが、その後は 60-65 歳人口の減少に伴って、相当程度低下していくこととなる。

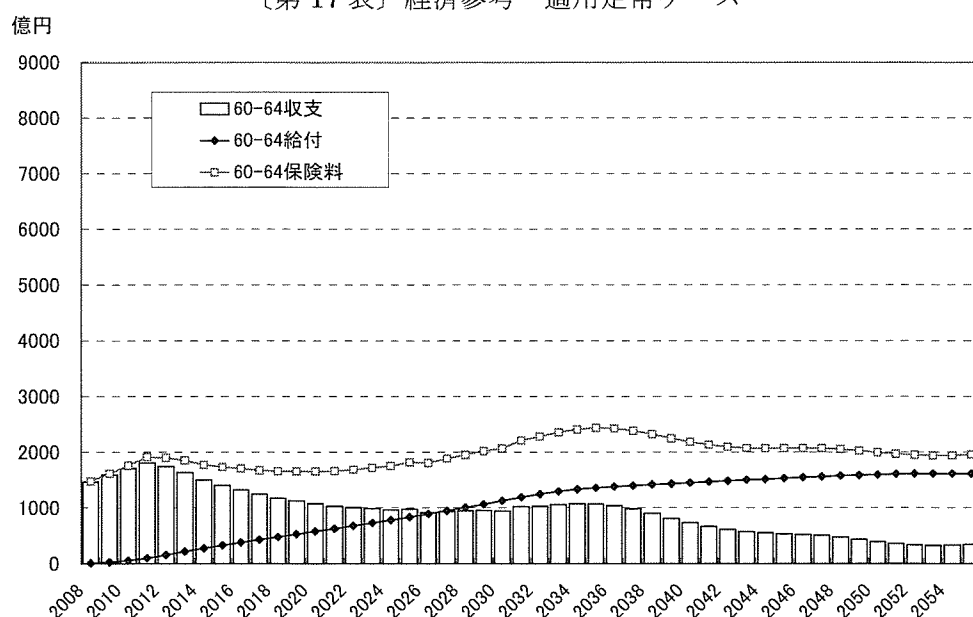
なお、65 歳までの継続雇用制度ができたことから、この年齢層は現在パートタイム勤務の者も勤務内容が高度化し、正規雇用に近づくことが考えられる。これに伴い、これらの者の月間収入が今後 10 年間毎年 4,000 円ずつ増えると仮定した場合を試算すると、次のとおりとなる。これは現在パートの者の収入が正規雇用に近づいたときの試算と考えることもできる。これによって年金財政への影響が改善することがわかる。

〔第 16 表〕 経済基本・雇用促進ケース

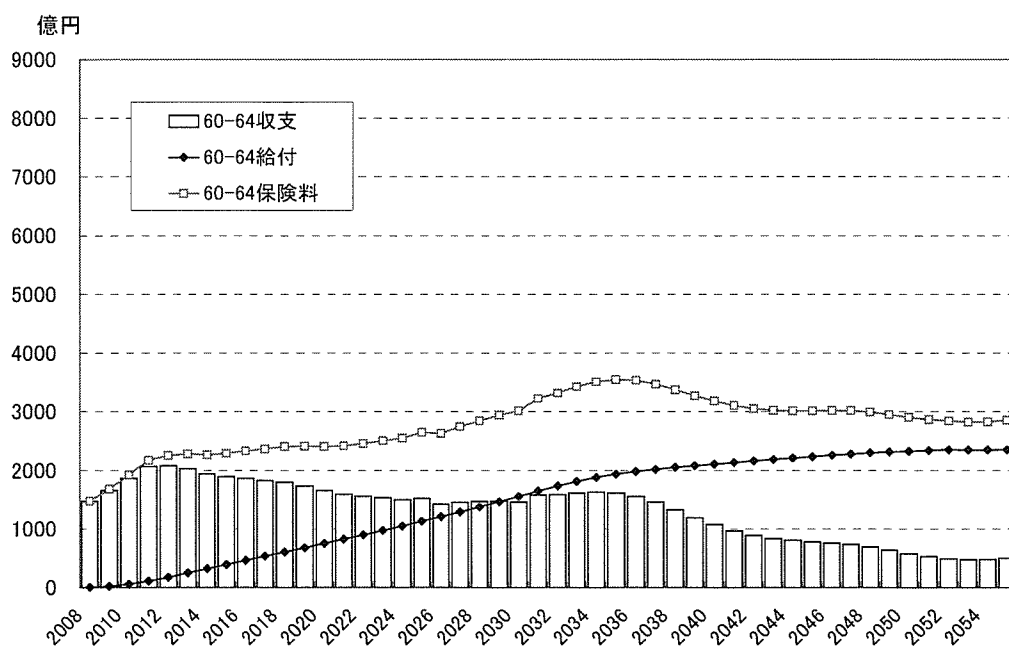


以上は経済前提を厚生労働省年金局（2007）の基本ケースに準拠しているが、これにおいては参考ケースとしてほぼ 2004 年年金改正時の経済前提に沿ったものも示されている。そこで、上記 2 表について参考ケースに準拠した場合の試算を示せば、次のとおりとなる。

〔第 17 表〕 経済参考・適用定常ケース



〔第 18 表〕 経済参考・雇用促進ケース

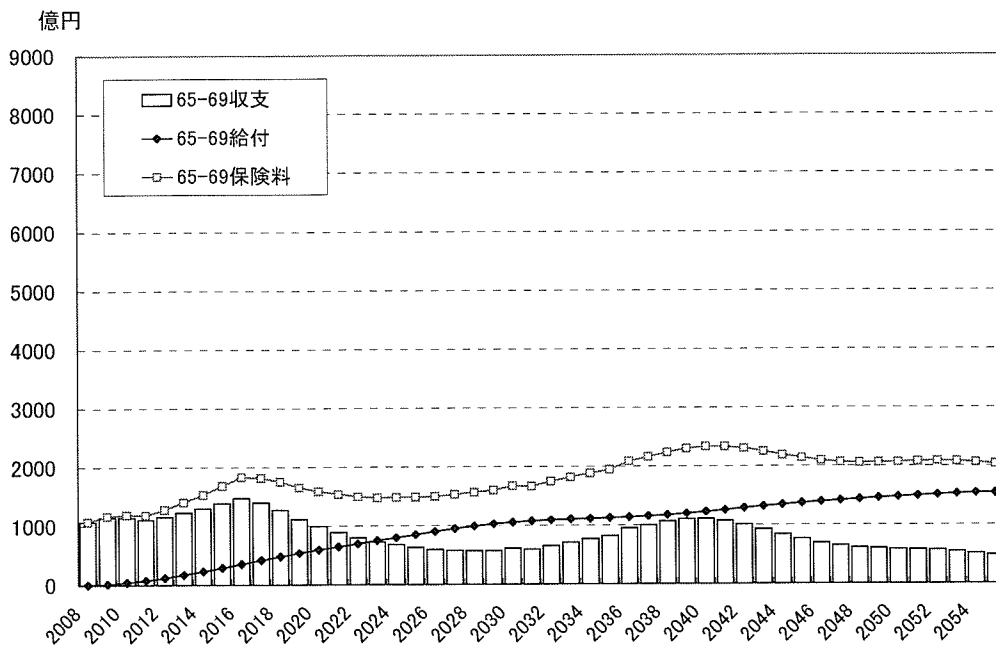


2. 65歳から69歳までのパートタイム労働者に対する厚生年金の適用

65-69歳層についてもパートタイム労働者に対して厚生年金が適用されるものとして試算した。2008年度における新たに適用される加入者数は59万9,000人と見込んでいる。これらの者は、5年間働き続ける人もいればすぐに働くのを止める人もいるなど様々であると考えられるが、本シミュレーションでは、そのうち3割の人たちは5年間

保険料を払い込んで70歳から年金を受け取るものとし⁴¹、残り7割の人たちは途中で仕事を止めるが、年金は70歳まで繰り下げて受給するものとした。このようにして試算した年金財政としての収支は次のとおりである。

〔第19表〕経済基本・適用定常ケース

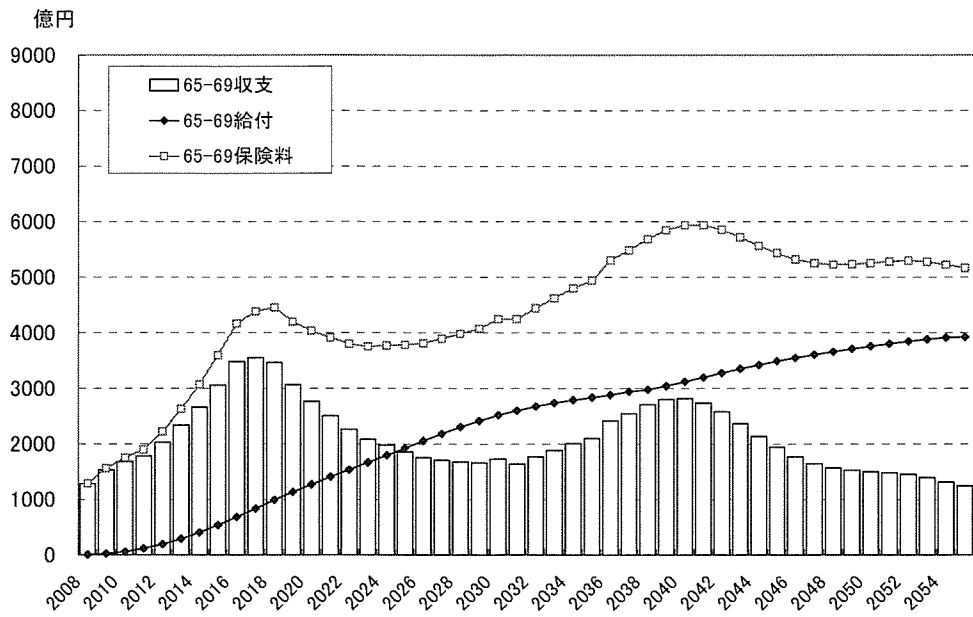


背景事情は第7-1節と同様であるが、団塊の世代が5年ずれるため2015年前後まで収支は増加する。その後減少に転じるが、2040年頃までにかなり収支は回復する。その後は漸減していくこととなる。

さて、65歳が現在の一般的な引退年齢であるとしても、高齢者の健康状態や身体機能は今後向上が期待され、これに伴いフルタイムでなくとも短時間勤務に従事することを通じた社会貢献・社会参加の度合いはより一層増えると考えられる。そこで、この年齢層の週間20-29時間のパートタイム勤務者の対人口割合が10年で10%ポイント増加すると仮定して試算してみると次のとおりとなる。

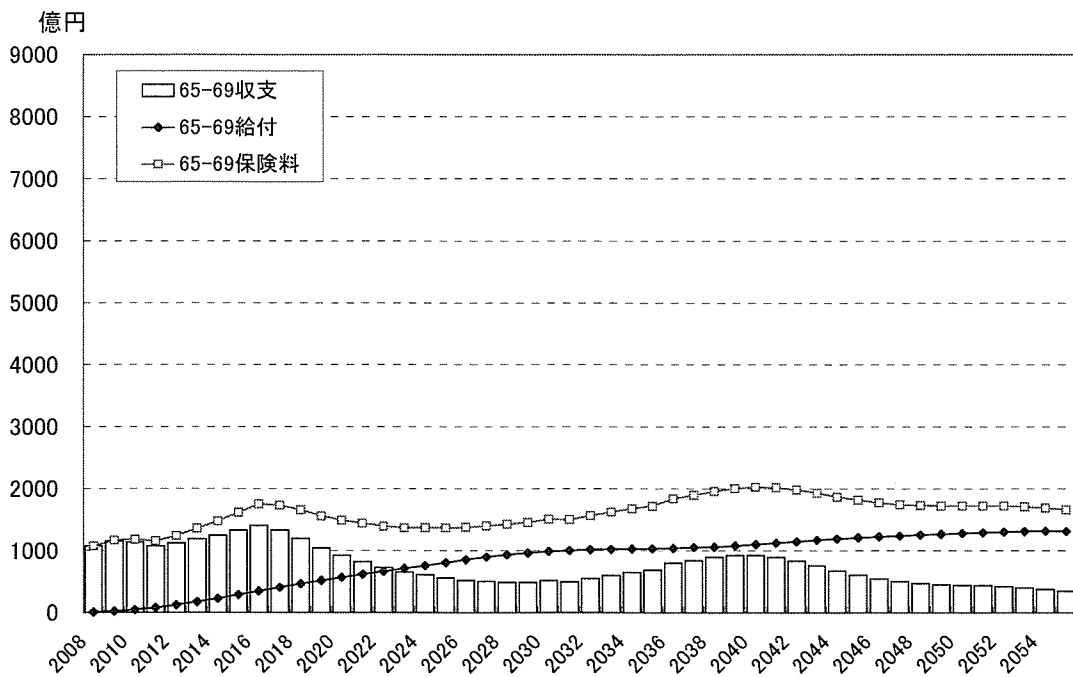
⁴¹ 年金受給者アンケート調査では、20-29時間勤務者数は、70歳以上の者が65-69歳層の者の29.4%であった。ただし、データ数はさほど多くない。

〔第20表〕 経済基本・雇用促進ケース

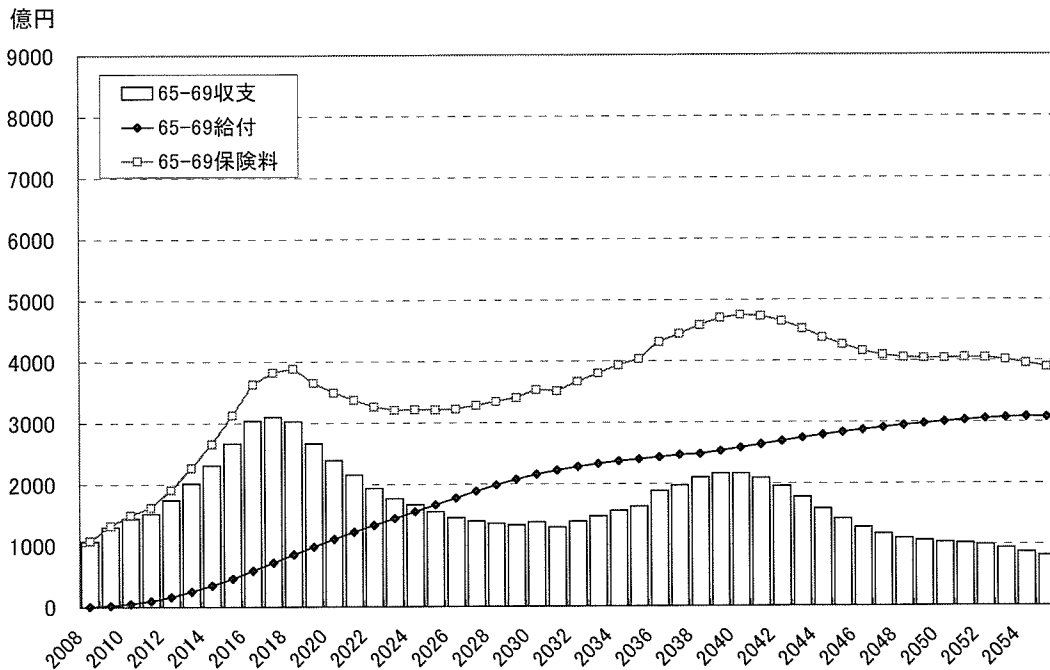


経済前提を厚生労働省年金局（2007）の参考ケースに準拠した場合の試算は、次のとおりである。

〔第21表〕 経済参考・適用定常ケース



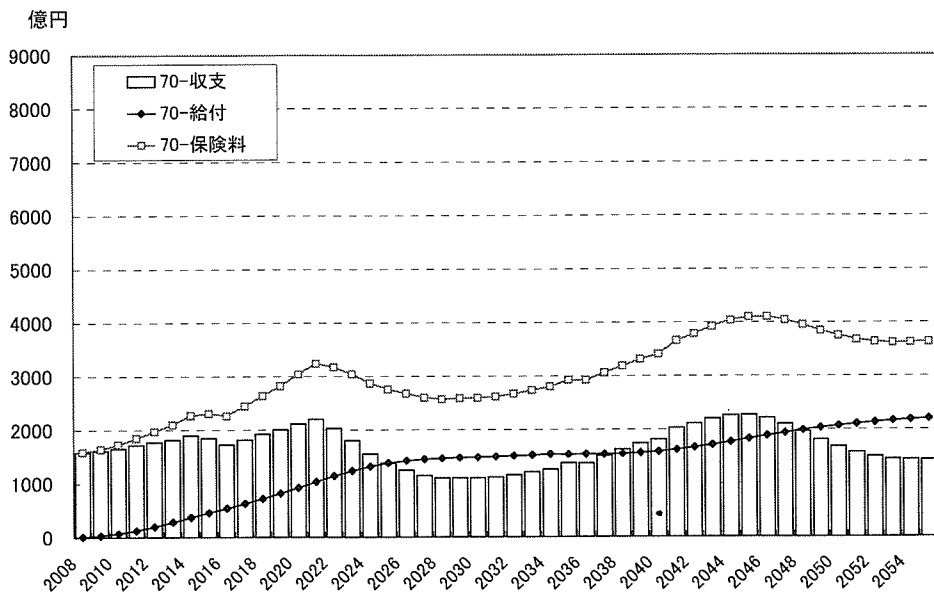
〔第 22 表〕 経済参考・雇用促進ケース



3. 70 歳以上の者に対する厚生年金の適用

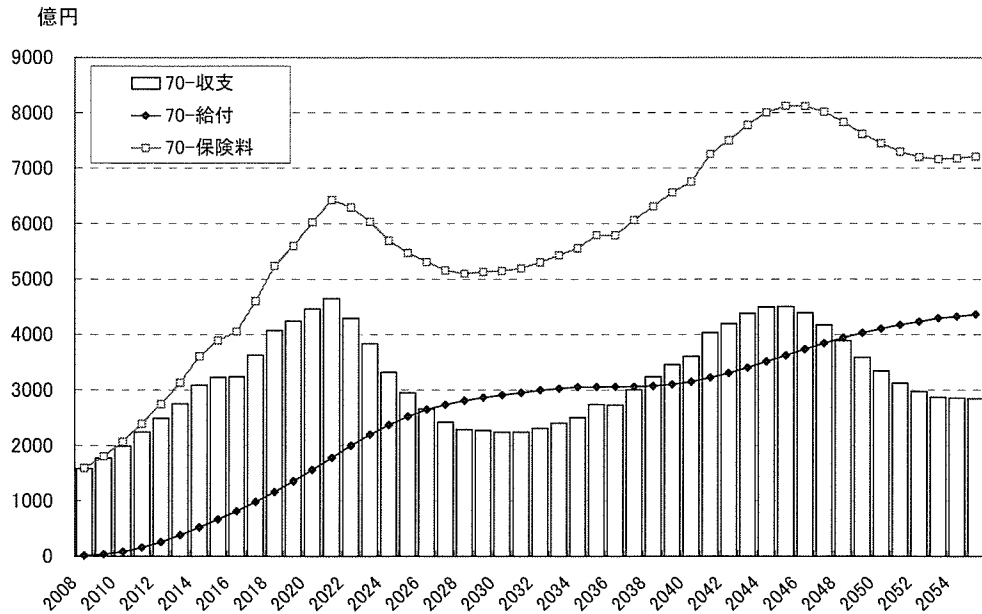
70 歳以上の者に対して新たに厚生年金を適用することとするとどのようなようになるだろうか。ここでは 70 歳から 74 歳までの週間 20 時間以上勤務者も厚生年金に加入するとした場合の試算を行った。これに該当する者は 2008 年で 70 万 7,000 人と見込んだ。なお、これには、60 歳台の場合のシミュレーションと異なり、短時間勤務者のみならずフルタイム勤務者も含まれる。これらの者についても、3 割の者が 5 年間保険料を払い込み 75 歳から年金を受け取り、残り 7 割の人たちは順次仕事を止め年金生活に入るものとした。このようにして試算した年金財政としての収支は次のとおりである。

〔第 23 表〕 経済基本・適用定常ケース



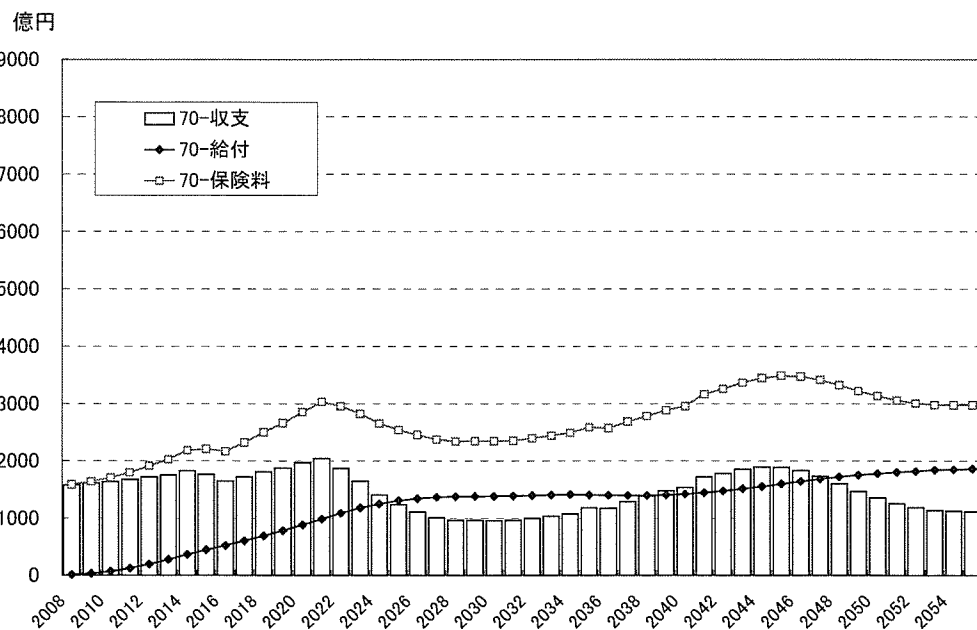
70歳台についても就業を通じて社会参加が進むと考え、雇用される者の対人口割合が10年で10%ポイント増加すると仮定して試算してみると次のとおりとなる。

〔第24表〕経済基本・雇用促進ケース

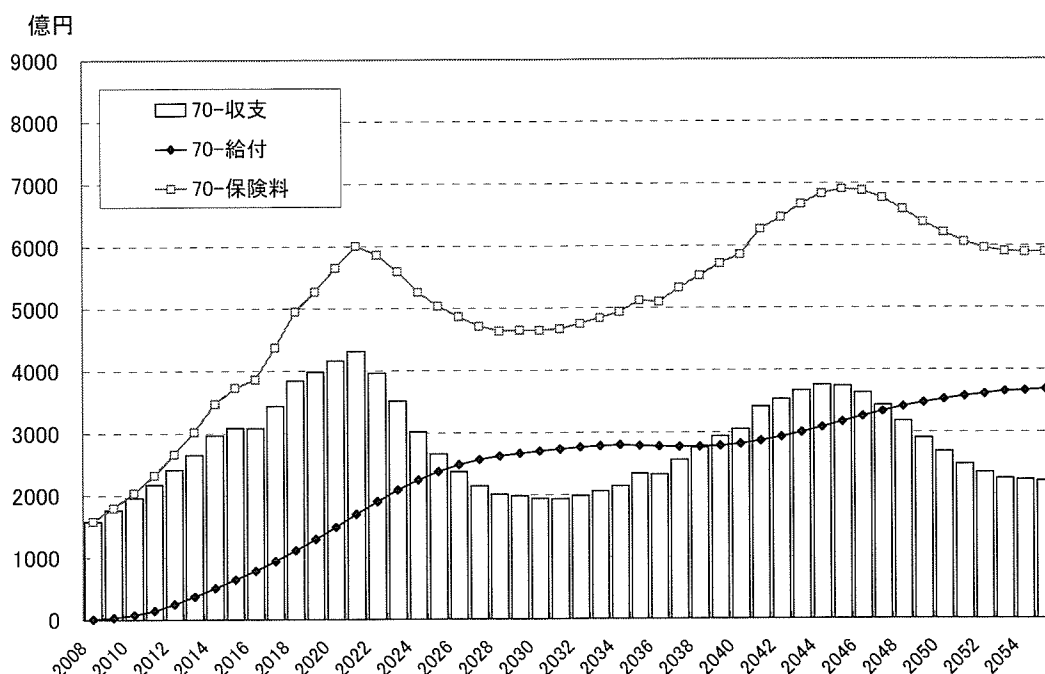


これらについて、経済前提を厚生労働省年金局（2007）の参考ケースに準拠した場合の試算は、次のとおりである。

〔第25表〕経済参考・適用定常ケース



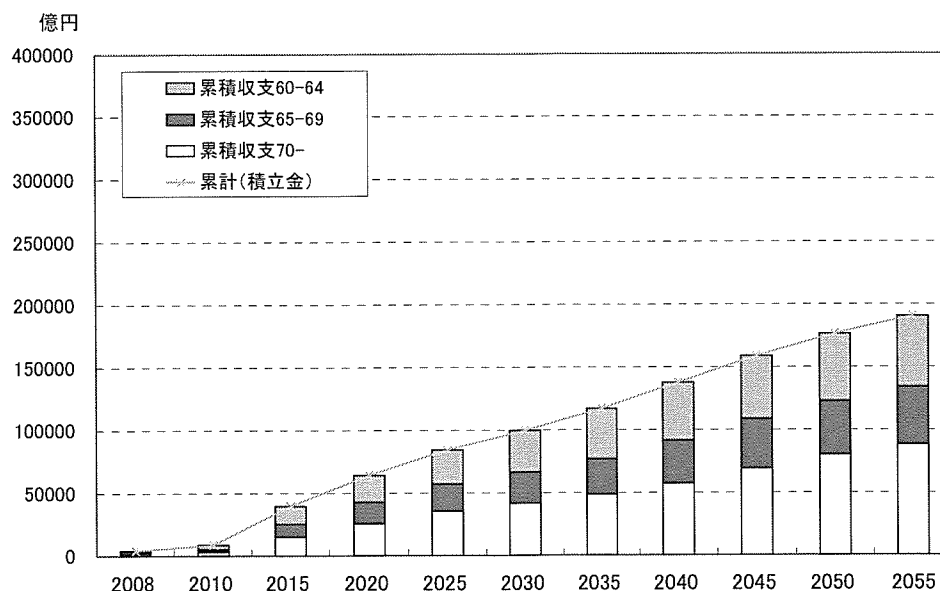
〔第 26 表〕 経済参考・雇用促進ケース



4. 累積収支の状況

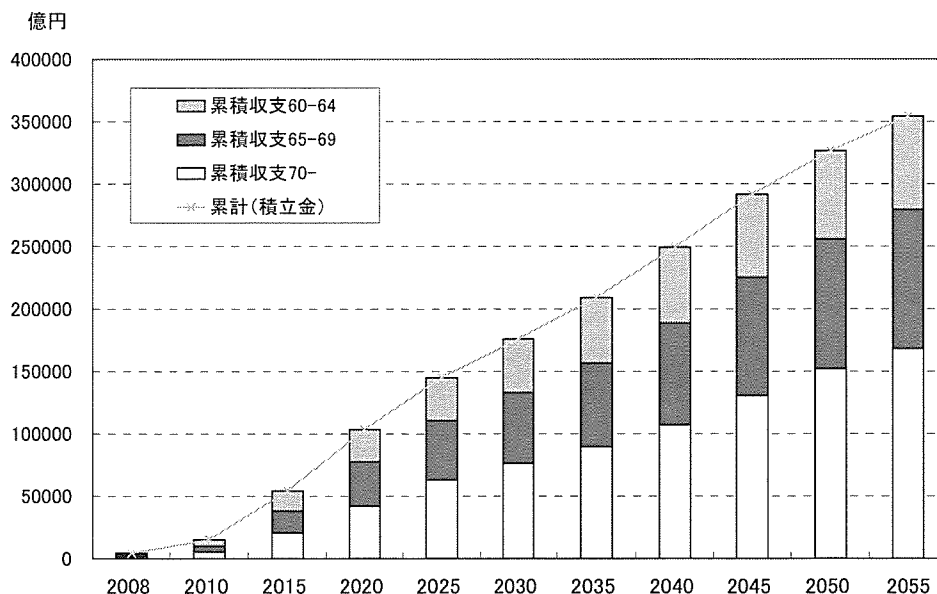
以上で述べた年間の収支を積み重ね、これに運用収益を加えた累積額はどうか。第 7-1 節から前節までの試算において最初に提示した、経済前提が基本ケースで、新たに適用になる者の対人口割合などが現状どおりの場合の試算については、次のとおりである。

〔第 27 表〕 経済前提が基本ケースで対人口割合などが定常



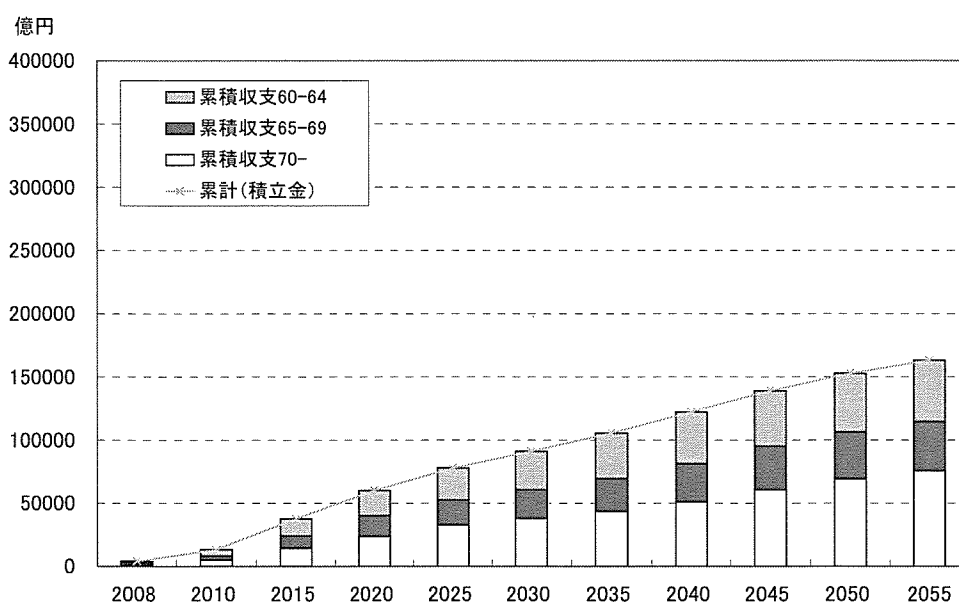
次に、それぞれの年齢層で雇用が促進された場合をまとめると、次のとおりである。

〔第 28 表〕 経済前提が基本ケースで雇用が促進



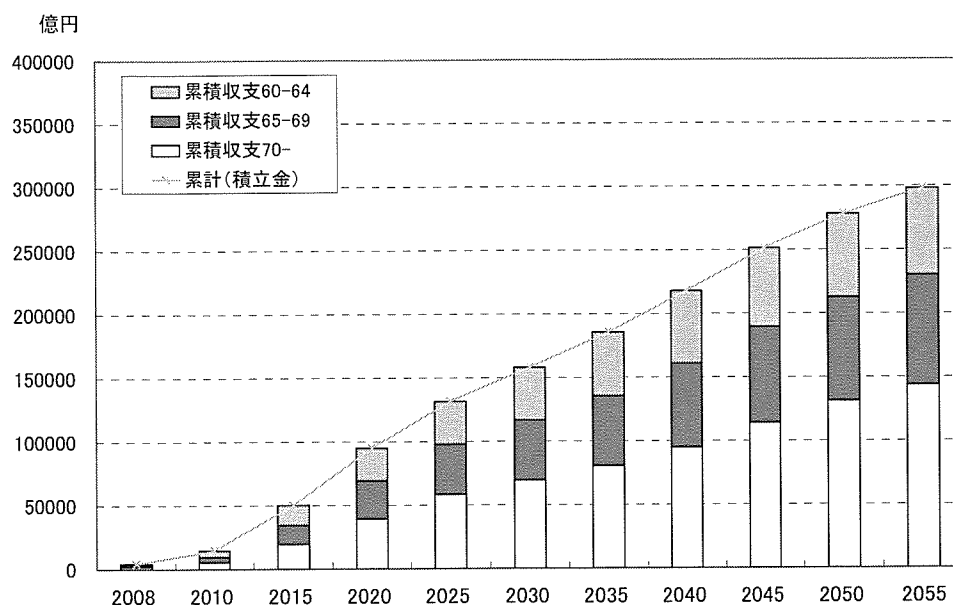
新たに適用になる者の対人口割合が定常的で経済前提を参考ケースとしたときの試算は次のとおりとなる。

〔第 29 表〕 経済前提が参考ケースで対人口割合などが定常



経済前提を参考ケースとしたときの雇用が促進された場合は、次のとおりとなる。

〔第 30 表〕 経済前提が参考ケースで雇用が促進



5. まとめ

以上について、2004年財政再計算の数値と比較して、年金財政への影響の程度を見ることが可能と考えられる。財政再計算による厚生年金の財政見通しでは、平成16年度価格表示の2050年度末における積立金が136.7兆円となっている。この積立度合は4.5となっている。このことから、同年度末の1積立度合は約30.38兆円にほぼ相当する⁴²。

シミュレーションによる2050年度末の積立金を示すと第31表のとおりとなる。これは、パートタイム労働者や70歳以上の者に対する厚生年金適用によって2050年度末の厚生年金積立金に更に上積みされる額を示している。なお、経済前提は参考ケースが2004年財政再計算時のものと共通性を有しているので、積立度合換算については参考ケースの方がより整合的である。

〔第 31 表〕 シミュレーションの各ケースの2050年度末積立金

| ケース | 2050年度末積立金 | 積立度合換算 |
|---------|------------|--------|
| 基本・定常 | 17.7兆円 | 0.58 |
| 基本・雇用促進 | 32.7兆円 | 1.08 |
| 参考・定常 | 15.3兆円 | 0.50 |

⁴² 「積立度合」は、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率であり、1年のずれがあるが、大体のイメージを把握するには無視して差し支えないであろう。

| | | |
|---------|---------|------|
| 参考・雇用促進 | 27.8 兆円 | 0.92 |
|---------|---------|------|

今後の超高齢社会においては、高齢者でも働ける人は年金の支え手としていくことが必要であると考えられる。上記の結果はそのことによって相当年金の持続可能性が強固になることを示しているものと言えよう。

雇用促進のケースは機械的な想定に基づくもので画餅的な側面も否定できないにせよ、今後の高齢者雇用への政策的な取組みが一段と強化されることによって年金財政に好影響がもたらされることを示すものと見ることはできるであろう。また、鈴木・権（2006）に見られるような高齢者自身の若返りやメタボリックシンドローム対策に代表される健康増進施策の今後の展開を考えると、あながち実現不可能な数値でもないと考えられる。いずれにせよ、2004年財政再計算では100年後の2100年度末に積立度合を1にすることとなっている。新人口推計が示すように更に少子高齢化が進む環境の中で、今後の政策次第ではその途中の2050年度末で積立度合を0.5以上上積みできる可能性があることの意味は大きいのではないだろうか。

本シミュレーションでは、基礎数値についてはアプローチの異なる複数の統計データを組み合わせて算出し、また、今回の年金受給者アンケート調査にはデータ数の制約もあることから、どこまで現実を正確に反映しているか若干心もとない面はある。また、試算に当たっても、随所でかなりの割切りをしており、もとより厳密さには欠けるものである。特に、物価上昇がないことを仮定したことからマクロ経済スライドは考慮していないが、2004年財政再計算ではこれによりモデル世帯に係る所得代替率を59.3%から50.2%へと約15%引き下げることとされている。従って、新規適用者数が本シミュレーションで想定した基礎数値どおりであった場合、実際には年金財政としての収支は第31表に示すものより更に改善されることになるであろう。

どのケースにおいてもかなりの収支余剰が発生する。これは、今回検討の対象とした部分だけに関しては、適用拡大によって新たに加入する人たちにとって、事業主負担も含め払っただけの保険料に見合う年金がもらえないということに他ならない。しかし、この部分の年金は若い間に拠出して受け取る本来の年金に対する上乗せ分にすぎない。また、65歳以上の加入に係る部分は、通常であれば引退し年金を受け取る年齢に達している中で元気でまだ働ける人についての、その働く期間に係る給付と負担である。賦課方式を基本とする年金運営の下では、本シミュレーションでは収支余剰とされるこの額は、同一世代の年金給付の支えになるのである。これらのことについて、働こうという意欲のある元気な高齢者からの十分な理解を得ることが、本章で検討した施策導入の前提となろう。

(補足) シミュレーションの概要

まず、60-64歳、65-69歳、70-74歳別に、新たに適用対象になる人数の対年齢階級別人口の比率を高年齢者集合実態調査、労働力調査及び年金受給者アンケート調査により推計を行い、これを初期条件として設定した。以後は年齢階級別人口に対する比率を固定するか、又は、一定の条件で推移させ、これを2006年12月の国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口に掛け合わせて、将来の姿をシミュレーションすることとした。そして、上記施策が2008年度からスタートするとして、年金財政への効果を測定することとした。年齢階級別の人口推計が2055年まで入手可能であるので、ここまでの各年について計算を行った。

パートタイム労働者の数については、高齢者就業実態調査によって、60歳から64歳までと65歳から69歳までの男女別の就業者の割合に、それぞれの短時間労働者の比率を乗じ、これに、当該調査実施年である2004年の労働力調査による60歳から64歳までと65歳以上に係る非農林業従業者の全産業従業者の割合を乗じて、各年齢階級別人口に対応する非農林業の短時間労働者の比率とした。これに、年金受給者アンケート調査による週40時間未満就業者に対する労働時間が20時間以上30時間未満の者の比率を乗じ、現行の3/4基準から1/2基準に改正された場合のパートタイム労働者のうち厚生年金が適用される者の比率とした。

70歳以上の者への厚生年金の適用を検討するため、高年齢者就業実態調査による65-69歳の就業者割合と労働力調査の65歳以上の非農林業従業者割合にアンケート調査による65-69歳と70-74歳の就業者の比率を乗じ、70-74歳就業者の当該人口に対する非農林業就業者比率を求めた。これにアンケート調査による70-74歳に係る20時間以上就業者の全就業者に対する比率を乗じて新たに適用対象になる者の対人口比率を求めた。

また、収入については、アンケート調査による各年齢層の週間就業時間20-29時間の者の勤め先からの給与額の平均値(70-74歳層については20時間以上の者の平均値)を採用した。具体的には、2006年時点で、60-64歳層で98,300円、65-69歳層で95,700円、70-74歳層で119,300円とした。65-69歳層では標準報酬の下限(98,000円)を若干下回るなど標準報酬制とは必ずしも整合しないが、各年齢層とも実額を採用し、実質賃金上昇率でスライドさせた。

厚生年金保険料率は2004年改正による引上げスケジュールによった。

給付額の計算には、2004年改正後の給付乗率を用いた⁴³。

給付を計算するには給付期間が必要であり、このための各歳平均余命については、新人口推計の将来生命表が未入手であるため、2002年1月人口推計の5年毎のものに、同推計と新推計の最終平均寿命の伸び率を乗じて算出した。各5年内の各年は等差で推移するとした。短時間就業者の男女比は同数を仮定し、男子に対する給付は各歳の男子平

⁴³ 実際には従前額保障などの経過措置があることから、若干問題なしとしないが、計算を簡便に行うためである。

均余命まで老齢厚生年金が支給され、その後 2 歳年下の妻に女子の平均余命まで遺族厚生年金（老齢厚生年金の 3/4）が支給されるものとし、女子に対する給付は各歳の女子平均余命まで老齢厚生年金が支給されるものとした。途中退職する者の給付期間に関しては、各歳各月に均等に退職し、途中で新たに雇用される者はいないものとした。

物価上昇率はゼロ（価格水準一定）とし、マクロ経済スライドは考慮していない。

通常の場合は年齢階級別の就業者の対人口割合などを将来にわたって固定させたが、高齢者雇用が促進されるケースでは、60-64 歳層については継続雇用制度が導入されたことで現在パートの者も正規労働に近くなると考え、収入が年金受給者アンケート調査の平均水準（139,000 円）に 10 年で近づくよう、2009 年度から 2018 年度までの各年の収入が実質賃金の伸びより更に 4,000 円ずつ増えると仮定した。65-69 歳層及び 70-74 歳層については、勤務による社会参加がすすむと考え、それぞれ、就業者の対人口割合を 2009 年度から 2018 年度まで機械的に 1 パーセントポイントずつ増えるとした。

過去の年間収支と運用収益の累計が累積収支であり、これに対し一定の運用利回りによる運用収益が当年度に付加されるとした。運用収益の計算上、前年度までの累積収支に当年度の年間収支の 1/2 を加算したものを運用資産平均残高とした。従って、積立金は年度末残高である。

経済前提については、厚生労働省年金局（2007）に基づき、物価上昇率ゼロの下で基本ケースと参考ケースの賃金上昇率及び運用利回りを次のとおりとした⁴⁴。

足下の設定（基本ケース、%）

| | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 賃金上昇率 | 2.0 | 1.8 | 1.8 | 1.7 | 2.2 |
| 運用利回り | 1.5 | 1.8 | 2.0 | 2.2 | 2.5 |

足下の設定（参考ケース、%）

| | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 賃金上昇率 | 2.0 | 1.2 | 0.7 | 0.6 | 0.7 |
| 運用利回り | 1.9 | 1.7 | 1.8 | 2.0 | 2.1 |

長期の設定（2012 年度以降、%）

| | 基本ケース | 参考ケース |
|-------|-------|-------|
| 賃金上昇率 | 1.5 | 1.1 |
| 運用利回り | 3.1 | 2.2 |

⁴⁴ 厚生労働省（2007）の各年度における賃金上昇率及び運用利回りから物価上昇率を控除したものを各年度の数値とした。

(参考文献)

- ・厚生労働省年金局 『人口の変化等を踏まえた年金財政への影響(暫定試算)』 (2007年2月6日)
- ・財団法人厚生統計協会 『保険と年金の動向』 「厚生指標」臨時増刊(2006年11月)
- ・鈴木隆雄・権珍嬉 『日本人高齢者における身体機能の縦断的・横断的变化に関する研究—高齢者は若返っているか』 「厚生指標」(2006年4月)
- ・清家篤・山田篤弘 『高齢者就業の経済学』 日本経済新聞社(2004年)
- ・台豊 『被用者保険法における短時間労働者の取り扱いについて—健康保険法、厚生年金保険法および1980年厚生省内かんに関する一考察—』 「季刊社会保障研究」第38巻第4号(2003年3月)
- ・吉原健二 『新年金法 61年金改革 解説と資料』 全国社会保険協会連合会 (1987年)

第5章 経済状態が国民年金納付に与える影響

駒村康平

I. はじめに

これまでの章で見てきたように、国民年金の納付状況は、職業が大きな影響を与えていると考えられる。しかしながら、国民年金の未納・未加入の原因に所得制約、流動性制約が強いという見方もある。本章では、職業、所得などの経済状態、年金に関する知識量が国民年金の納付状況にどのような影響を与えるか、国民年金と国民健康保険を比較しながら分析する。

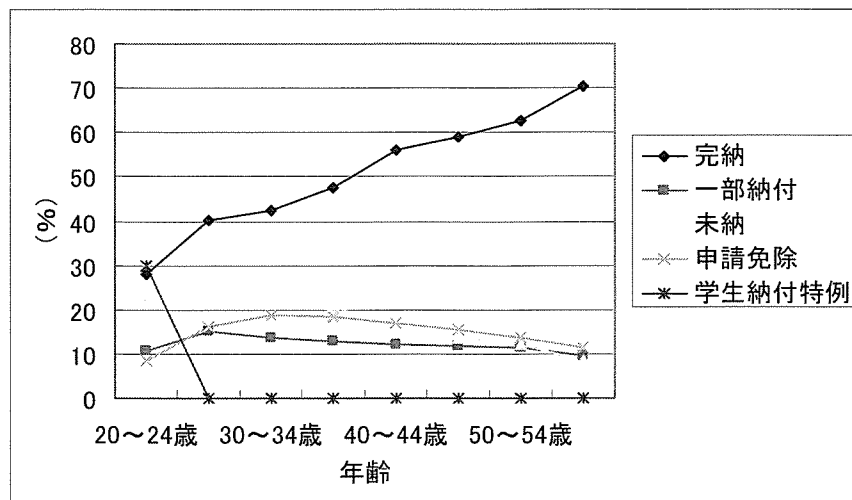
II. 就業状態と国民年金の納付状況

この章での分析は、社会保険庁「平成14年国民年金保険実態調査」（以下、「調査」）を使用して行う。国民年金保険実態調査は、社会保険庁によって国民年金被保険者を対象に行われるアンケート調査である。

1. 国民年金の納付状況

国民年金の納付状況については、完納、一部納付、未納、申請免除、学生特例納付の分類がなされている。年齢別の納付状況は、図表1のようになっている。

〔図表1〕年齢別国民年金納付状況



2. 年金制度に関する知識

調査では、年金制度に全般に関する知識について、公的年金の物価水準維持、障害年金の存在、基礎年金の国庫負担、年金受給の要件、任意加入、国民年金保険料の控除、保険料の

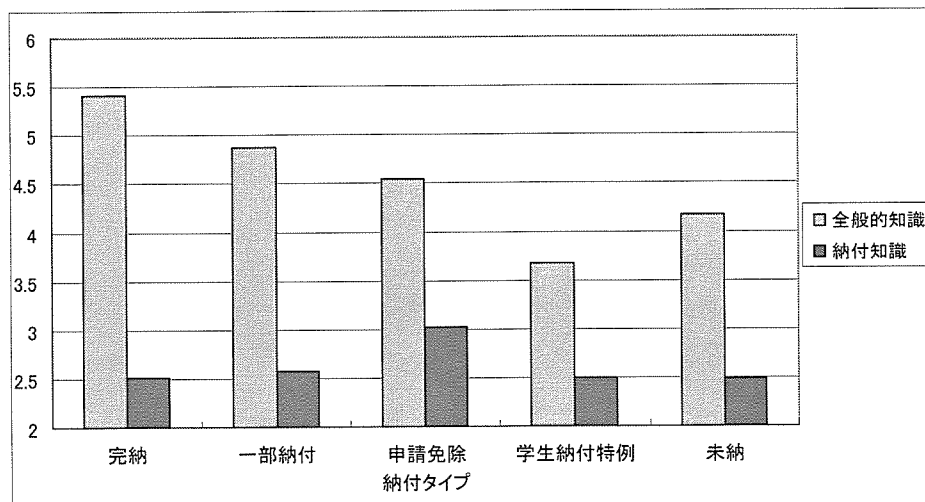
納付期間と受取額との関係、世代間扶養の仕組みを知っているか、平成 14 年以降の徴収機関の変更について、知っているか否かについて質問している。さらに、納付方法や免除方法について、前納、追納、全額免除、半額免除、半額免除追納といった納付方法、免除に関して、知っているか否か、聞いている。

図表 2 は、納付状況別の年金全般、納付方法に関する回答状況である。

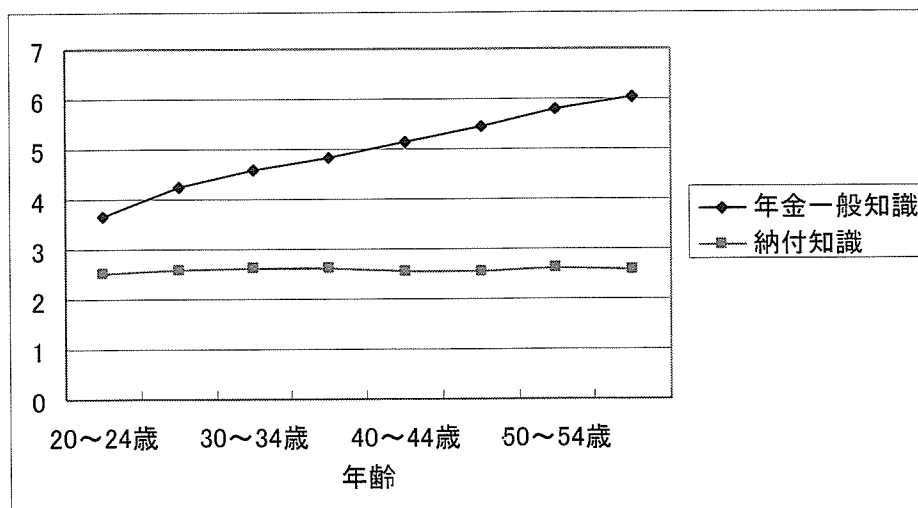
全額納付の加入者は、年金全般に関する知識は高く、次に部分納付、免除の順となっており、未納者の年金に関する知識が大きく劣っていることがわかる。このような傾向は駒村(2007)でも確認できている。

図表 3 は、年齢別の年金知識を示している。納付方法に関する知識は年齢間ではあまり大きくないが、年金全般に関する知識は年齢とともに増加することが確認できる。このことは、駒村(2007)で確認できている。

〔図表 2〕 納付状況別年金全般の知識



〔図表 3〕 年齢別の年金納付に関する知識

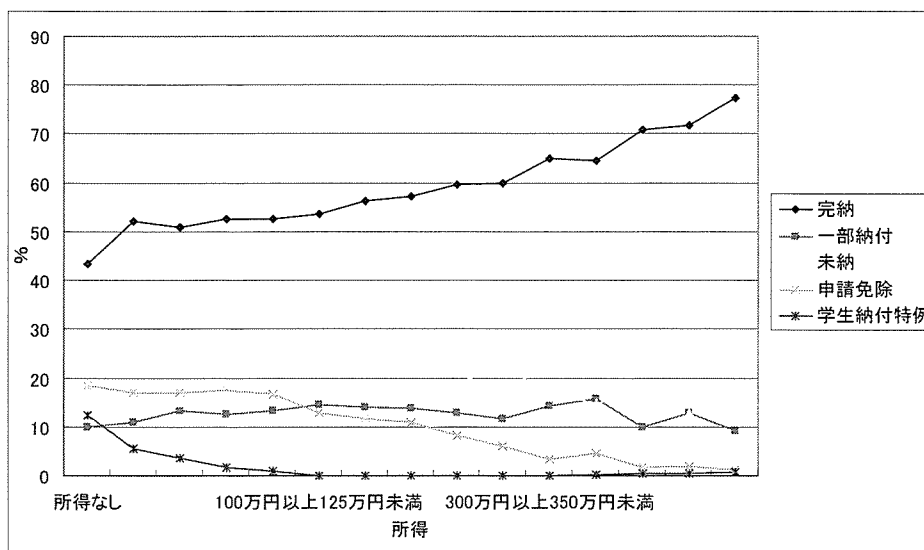


3. 所得と納付状況

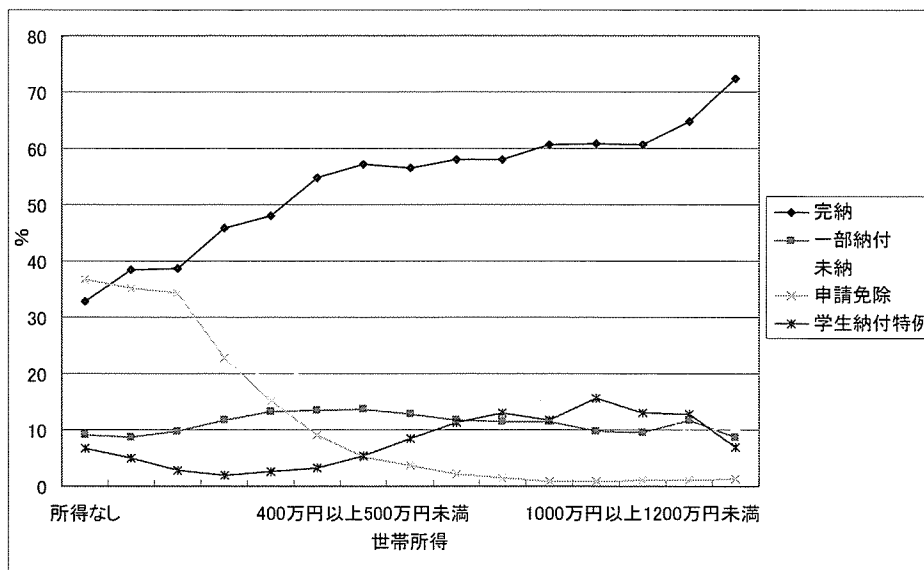
図表4は個人所得と納付状況の関係である。個人所得の増加とともに確かに完納者の割合は上昇するものの、未納者の割合は減少しない点に注目する必要がある。

図表5は世帯収入と納付状況の関係であるが、個人所得とは異なるが、それでも未納者の割合はそれほど低下しない。

〔図表4〕 個人所得別の納付状況



〔図表5〕 世帯収入別の納付状況



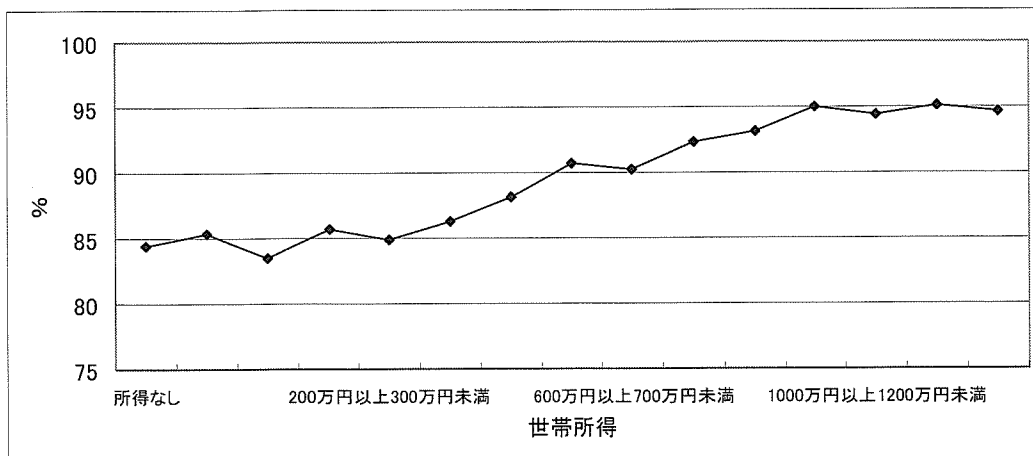
このように国民年金の未納者の割合は、所得の影響をあまり受けないようであるが、この点について、国民健康保険の納付状況を比較した。

まず図表6のように、国民年金未納者のうち約69%が国民健康保険を納付している。図表7、図表8は、国民健康保険の納付率、未納率と世帯所得の関係を見たものであるが、世帯所得が高いほど未納者の割合が減少することが確認できる。

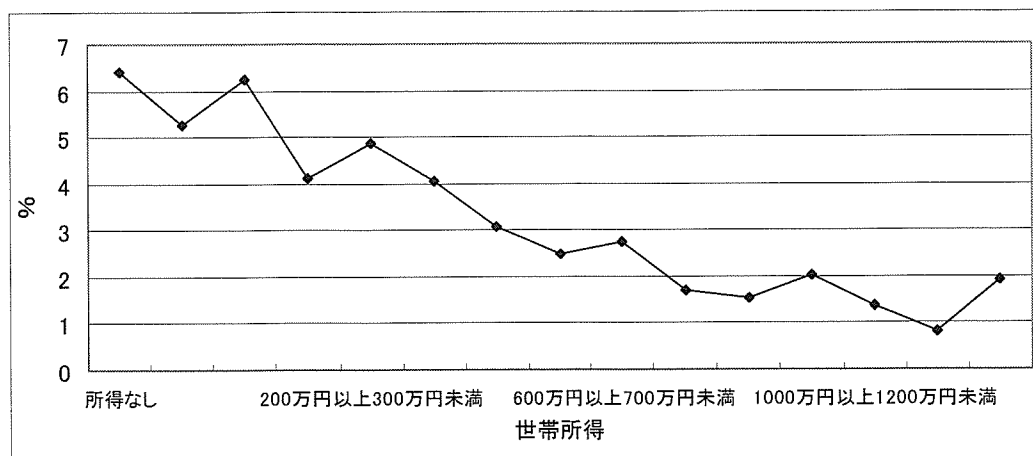
〔図表6〕国民年金の納付状況と国民健康保険の納付状況

| 国民年金 | 国保の保険料納付状況 | | |
|--------|------------|-------|-------|
| | 全月納付 | 一部納付 | 全月未納 |
| 完納 | 95.53 | 3.66 | 0.82 |
| 一部納付 | 84.11 | 11.85 | 4.05 |
| 未納 | 68.71 | 17.91 | 13.39 |
| 申請免除 | 78.61 | 14.26 | 7.13 |
| 学生納付特例 | 88.67 | 7.99 | 3.34 |

〔図表7〕世帯所得別の国民健康保険の納付率



〔図表8〕世帯所得別の国民健康保険の未納率



III. 分析

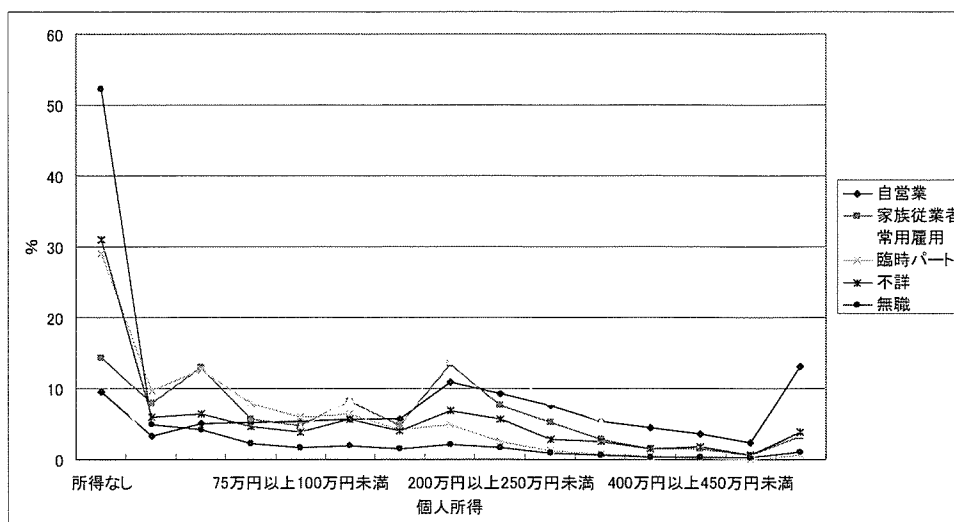
以上のような平成 14 年国民年金被保険者実態調査について、納付形態に影響を与える要因を抽出するために多項ロジット分析を行う。

1. 所得と就労形態に関するデータ特性

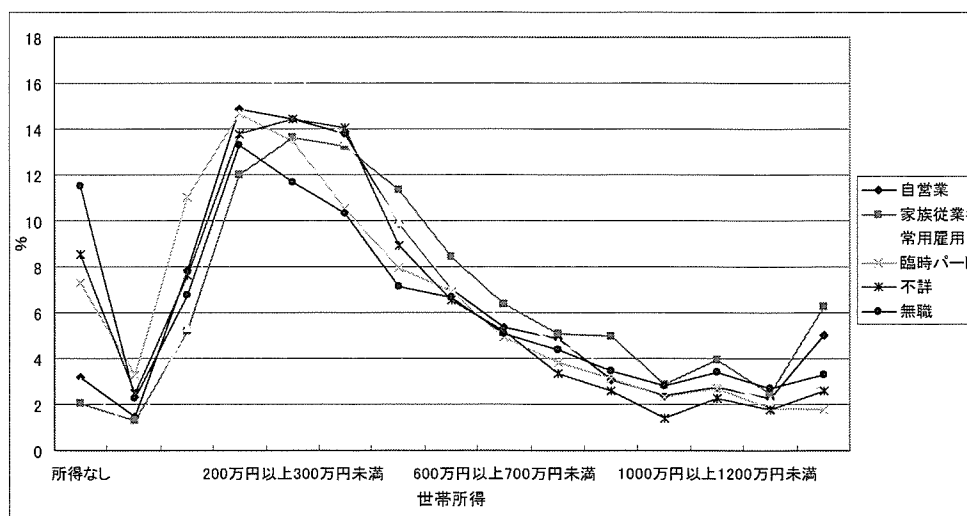
分析に先立ち、最初に重要な変数である職業別の個人所得分布と世帯所得分布を見ておくことにする。

図表 9 が職業別の個人所得分布である。自営業者と常用雇用者の分布はかなり重なっていることや、臨時・パート（アルバイト）の分布が低所得者のほうに分布の集中していることなど、就業構造基本調査における分布と似た傾向を示している。一方、図表 10 は職業別の世帯所得分布である。回答者の職業にかかわらず、世帯所得の分布はかなり類似していることが確認できる。

〔図表 9〕 職業別の個人所得分布



〔図表 10〕 職業別の世帯所得分布



2. 国民年金加入に関する多項ロジット分析

(1) 推計式

推計は、多項ロジット分析で行い、下記のような被説明変数、説明変数を採用した。

① 被説明変数

国民年金の加入形態を、全納、免除⁴⁵、一部納付、未納に分け、このいずれを加入者が選択しているか、多項ロジット分析の被説明変数に使った。

② 説明変数

性別ダミー：男性を基準にした（男性＝1、女性＝0）。

年齢：回答者の答えた実年齢を使用した。

個人所得：実数

世帯所得：実数

職業：自営業主、家族従業者、常用雇用者、臨時・パート（アルバイト）、無職のダミーである。推計結果の表は、仕事種類1が自営業、2が家族従業者、3が常用雇用者、4が臨時・アルバイト、5が不詳。基準は無職である。

年金全般知識：年金に関する全般的な知識（0から9点）

年金納付知識：年金の納付に関する知識（0から4点）

(2) 推計結果

本分析に使った変数の基本統計量は図表11に示してある。図表12は多項ロジット分析の推計結果である。

多項ロジット分析では、被説明変数のカテゴリー別に推計結果が出る。本推計ではカテゴリーは全納、免除、一部納付、未納の4種類であるが、推計結果は、未納を基準にして、Choice Group1は未納と完納、Choice Group2は未納と免除、Choice Group3は未納と一部未納の3種類の組み合わせの推計結果が出される。

推計結果は、Z-ratioが各変数の有意性を、オッズ比が未納に比較して、その選択肢を選ぶ確率が高いかを示している。オッズ比のUpper（上限）・Lower（下限）区間が1をまたがっているか否かで、確率を高めているか、低めているか、もしくは確率には影響しないかを判断する。

オッズ比の上限・下限区間が1をまたがっている場合、その変数が未納に比較して、完納、免除、一部納付を選択する可能性には影響を与えないことになる。上限・下限が共に1より大きい場合は、未納より完納、免除、一部納付を選択する可能性を引き上げ、上限・下限が共に1より小さい場合は、未納より完納、免除、一部納付を選択する可能性を引き下げることの意味する。

⁴⁵ 学生特例納付は免除に分類した。